

お知らせ

住民監査請求の監査結果 (概要) の公表

地方自治法に基づき、監査委員に対して住民監査請求書が2件提出されたので、監査の結果(概要)を公表します。

なお、町ホームページに監査結果の全文を掲載しています。



住民監査請求結果
町ホームページ

① 町が実施を予定している 芦屋港ボートパーク交流 エリア整備工事について

1 請求人 (略) 2 請求書の提出

令和8年4月23日に提出があり、要件審査を行い4月30日に受理した。

3 請求の要旨 (要約)

町が実施を予定している芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事について

◎町には当該土地を使用する法的権原の根拠が存在しない

◎町が整備主体となる法的根拠及び費用負担の法的根拠が存在しない

◎県と町との間の基本協定は協議

の枠組み及び管理運営に関する基本的事項を定めたにすぎず、施設整備の権原、整備主体、費用負担及び精算方法等を具体的に確定するものではない

◎法的拘束力を有する事務委託は成立していない

◎施設の所有及び管理主体が県であるにもかかわらず、町が整備費を負担することは受益と負担の均衡を欠く

◎管理主体でない町が法的根拠を欠いたまま施設整備費を負担することは、公金支出の必要性及び公益性の原則に反し、不当な支出に該当する

◎法的根拠が不明確なまま、長年にわたり調査・設計・機能検討が積み重ねられ、最終的に今回の2億2990万円の施設整備へ進行している点に重大な問題があるとし、公金支出の差し止めと財産管理を怠る事実があると主張する

4 監査対象事項

請求人の主張が違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて監査した。

5 監査対象課

芦屋港活性化推進室

6 監査の概要

請求人による証拠の提出及び陳述の実施、監査対象課及び福岡県北九州市土整備事務所の調査を実施した。

7 監査の結果

本件請求は理由がないため、棄却する。

8 監査委員の判断

①土地使用権原及び整備主体の法的根拠について

現在、港湾法第37条に基づく協議が進められており、町は必要な協議書等の取り交わし後に工事へ着手する予定としている。また、地方自治法(以下「法」という。)第252条の14に基づく事務委託を行う旨を含む芦屋港の管理運営に係る基本協定(以下「基本協定」という。)が締結され、その後、県と町との間の芦屋港港湾施設の委託に関する規約(以下「委託に関する規約」という。)も制定及び施行されている。県及び町の役割分担並びに事務執行の法的整理が段階的に進められていると認められる。

②費用負担及び事務委託の法的根拠について

基本協定及び委託に関する規約に基づき、県及び町の協議により進められている。直ちに財務会計上著しく合理性を欠く違法又は不当な支出であると認めることはできない。

きない。
③基本協定について

より明確な整理が望ましかったと考えられる点は否定できない。

一方で、本件施設整備は、関係機関との協議、予算措置及び議会の議決を経て実施されようとしているもので、その意思決定過程に著しい不合理があったとまでは認められない。協定内容の不備は、直ちに財務会計行為自体の違法性を基礎づけるものではなく、行政運営上の改善課題として評価されるべき側面を有する。

④法252条の17の2の該当性について

法252条の17の2に規定する事務処理の特例は、都道府県の権限に属する事務そのものを市町村が自己の権限として処理することとする場合を対象とする。本件は、県及び町の間で締結された基本協定において、法252条の14に基づく事務委託を行う旨が明示されているほか、委託事務においては県及び町が協議して定めるものとされ、その後、委託に関する規約も制定及び施行されている。また、本件施設に係る所有及び管理主体は引き続き県にあり、県の権限そのものが町へ包括的に移転されたものと認めることはできない。

⑤怠る事実の該当性について

「怠る事実」とは、財産管理又は財務会計上必要な措置を違法又は不当に講じない状態をいう。しかし、本件においては、町は関係法令に基づく協議、基本協定の締結、委託に関する規約の制定等を通じ、必要な法的整理及び制度的対応を進めている。違法に財産管理を怠る事実が存在するとは認められない。

9 監査委員の意見

基本協定は、事業実施自体を否定すべき違法性を有するものではないが、将来的な財産負担及び管理責任の帰属に関し、解釈上の疑義を残している。覚書または確認書等により、責任分担及び費用負担の内容を明文化し、後日の紛争防止及び住民に対する説明責任の確保に努めるよう意見を付す。

②町有地である水路について

1 請求人（略）

2 請求書の提出

令和8年4月30日に提出があり、要件審査を行い5月8日に受理した。

3 請求の要旨（要約）

町有地である水路について、第

三者により無許可で埋め立てが行われ、水路機能に影響が生じている可能性があるにもかかわらず、町が長期間これを把握せず、また発覚後においても十分な調査及び検証を行っていないことは、町有財産の管理として不適切であり、違法又は不当な財産管理に当たると主張する。

4 監査対象事項

請求人の主張が財産の管理を怠る事実該当するか否かについて監査した。

5 監査対象課

産業観光課

6 監査の概要

請求人による証拠の提出及び陳述の実施、監査対象課の調査、及び現地確認を実施した。

7 監査の結果

本件請求は理由がないため、棄却する。

8 監査委員の判断

法第242条に基づく住民監査請求制度は、地方公共団体の財務会計上の違法又は不当な行為若しくは怠る事実について監査を求める制度であり、行政運営上の説明の十分性や一般、私人間の権利利益に関する紛争そのものを直接に対象とするものではない。

監査の結果によれば、町は、本

件埋立ての発覚後、現地確認等を実施し、埋立ての状況、周辺状況及び原因者の確認を行うとともに、原因者による原状回復に向けた協議及び調整を進めていることが認められる。

また、令和6年1月に行われた前回監査請求においても、これらの対応状況を踏まえ、町が必要な調査及び対応を実施しているものと認定され、令和6年3月18日に請求には理由がないとして棄却されている。

請求人は、なお、水路機能への影響について更なる調査及び検証が必要である旨主張する。しかしながら、請求人からは、既に提出された調査及び確認内容が著しく不合理又は不十分であることを具体的に裏付ける客観的資料又は新たな証拠は示されていない。

本件においては、町が全く調査又は検証を行っていない事実は認められず、また、原因者の特定及び原状回復に向けた対応も継続して行われていることから、町が本件を放置していると評価することはできない。

さらに、請求人が主張する「説明が不十分である」については、住民対応又は行政運営上の問題として論じ得る余地はあるとしても、

それ自体が直ちに違法又は不当な財産管理行為に該当するものではない。

また、請求人所有地への影響が継続しているとの主張についても、その具体的権利利益に関する問題は、私人の権利関係に関わる側面を含むものであり、住民監査請求制度により直接解決される性質のものではない。

9 監査委員の意見

本件埋立て箇所については、現在においても原状回復が完了しておらず、不法状態が継続していることは否定できない。

町においては、既に原因者を特定し、原因者負担による原状回復に向けた対応を進めているところではあるが、町有財産である水路の適正管理及び公共機能の確保の観点からは、可及的速やかに具体的な正措置が実現されることが望まれる。

また、本件のように、住民に対し長期間不安や疑念を生じさせる状況が継続していることを踏まえれば、関係住民に対する経過説明及び情報提供についても、可能な範囲で丁寧な対応に努められたい。

▽問い合わせ 監査事務局

